

がいくじん かた うんてんめんきょしょう てつづ か
外国人の方の運転免許証の手続きが変わります

ねん がつ にち はじ
(2025年10月1日から始まります。)

がいくじん かた にほん うんてんめんきょしょう こうしん ばあい じゅうしょ へんこう
外国人の方が、日本の運転免許証を更新する場合や住所を変更する
ばあい うんてんめんきょしょう なか しよるい ひつよう
場合には、運転免許証と次の①～③の中からどれか1つの書類が必要です。

しよるい ばあい てつづ
書類がない場合は手続きできません。

めんきょしょう うんてんめんきょしょう
マイナ免許証 (マイナンバーカードと運転免許証がっしょになった
もの) もって ひと しよるい ひつよう
を持っている人は、①～③の書類は必要ありません。

① ざいりゅう かーど
在留カード



② とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ
特別永住者証明書

③ ざいりゅうきかん か じゅうみんひょう うつし
在留期間などが書いてある住民票の写し



ざいりゅうしかく たんきたいざい ひと ざいりゅうきかん げついか ひと めんきょ
※在留資格が短期滞在の人や、在留期間が3か月以下の人は、免許の
こうしん じゅうしょ へんこうてつづ
更新や住所の変更手続きはできません。

てつづ ばあい でんわ き
※手続きできるかわからない場合は電話で聞いてください。



といあわせき きふけんけいさつほんぶうんてんめんきょか
問い合わせ先 岐阜県警察本部運転免許課 058-295-1010